

平成29年度第2回（第3回）八尾市環境審議会 会議録

- 日 時 平成29年6月5日（月）午後1時30分～午後4時
- 場 所 市役所本館8階第2委員会室
- 出席委員 翁長委員、曾和委員、鍋島委員、花田委員、清原委員、中辻委員、松本委員、山川委員、山口委員
- 欠席委員 西村委員
- 所管部長 植島経済環境部長
- 事務局 経済環境部環境保全課
岩井課長、鎌尾課長補佐、亀村課長補佐、小山係長、武藤係長、松本係長、橋本係長、鈴木副主査、小寺副主査
- 傍聴者 なし
- 議事
 - 1 開会
 - 2 審議
 - 3 閉会
- 配布資料
 - 資料1：地下浸透規制について
 - 資料2：建設作業に関する規制について
 - 資料3：カラオケ規制について
 - 参考資料1：八尾市における工場等に関する排水規制の改正概要
 - 参考資料2：排水に係る規制項目と規制基準
 - 参考資料3：改正水質汚濁防止法概要（地下浸透規制関連）
 - 参考資料4：工場等に対する騒音の規制基準と、音の大きさの目安
- 議事の概要及び発言の趣旨
 - 1 開会

会長 ただいまから第3回八尾市環境審議会を開会いたします。本日、審議いただく案件は、市長から諮問のありました「八尾市公害防止条例等の見直しについて」であります。

2 審議

会長 それでは、今回の配付しております資料と本日審議をいただく内容について、事務局より説明してください。

事務局 それではまず、資料の確認をさせていただきます。

（配付資料の確認）

 今回は公害防止条例（以下「市条例」と言わせていただきます。）に基づく工場等の規制概要、規制基準や許可制度、についてと、悪臭規制についての改正の方向性等についてご審議いただきました。それらを踏まえまして、今回まずは、前回ご説明させていただいた中から、排水規制の改正概要について、ご説明させていただきます。

 参考資料1「八尾市における工場等に関する排水規制の改正概要」をご覧ください。

 主な関係法令として、水濁法、府条例、と、もう一つこれも府の条例なんですけど、「水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例」という条例がございます。これは、水濁法において、排水基準は省令で定めるけれども、地域の自然的、社会的条件から判断して、都道府県知事が条例で上乗せをしてもいいですよ、という規定があり、これに基づいて大阪府が作成したものです。よく「上乗せ条例」と呼ばれています。

 表について、左から内容として、規制対象、規制項目、規制基準について、それぞれ水濁法又は府条例と、市条例の改正前、改正後の案についての概要をしめしたものです。

 水濁法又は府条例における規制について、規制対象は、水濁法又は府条例に基づく施設を設置する工場等（以下特定事業場、届出事業場と言います。）のみとなります。規制項目は有害物質が28種類、その他の項目が14種類、規制基準は、排水基準を定める条例、府上乗せ条例、府条例のいずれかが適用されます。

 市条例改正に向けたポイントは大きく二つです。

 一つ目は、規制対象について、現行の全ての工場等から、改正後は法又

は府条例対象事業場以外を規制対象とします。

二つ目は、規制項目、規制基準について、基本は水濁法、府条例と合わせます。

具体的にどのように変わるかにつきまして、参考資料2をご覧ください。

1番が、先ほどの表のうち、改正内容をもう少し具体化したものです。そして2番が、さらに詳しく、項目等についての対照表となっております。まずは1から、変わる部分についてのみご説明いたします。

規制対象について、現行は全ての工場等となっており、1、2の水濁法特定事業場、府条例届出事業場も対象となっておりますが、これを1、2以外の工場等といたします。水素イオン濃度（酸又はアルカリ）のみ別となっておりますが、これは府上乗せ条例と、府条例において、日平均排水量が30 m³以上の事業場については規制対象となっているため、10 m³以上30 m³未満の事業場について、市条例で横だしといたしますか、裾下げといたしますか、規制を行っておりますのでこれについては継続するものです。

次に規制項目について、有害物質を8物質から、法、府条例と同じ28物質とします。その他の項目につきましても、現在の法、府条例とは異なる11物質から、法・府条例と同じ11物質に改正します。

2をご覧ください。

まずは（1）有害物質について、トリクロロエチレン以下の物質の追加と、基準値が違う3物質について、規制基準値を合わせます。

次に（2）その他の項目について、主な変更点は、亜鉛の規制基準値を変えるのと、窒素含有量、りん含有量を法、府条例に合わせて規制対象とすること、そしてふっ素含有量とほう素含有量については削除します。この2つにつきましては、平成13年に水濁法におきましてほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物として追加されています。よって（1）の方で新たに規定するとともに、（2）からは削除するものです。

備考3「既設」と「新設」の違いについて、法又は府条例、市条例の両方にございます。下によくわからない事が書いてありますが、ざっくりと申しますと、特定事業場については「府上乗せ条例」、届出事業場については「大阪府公害防止条例」又は府条例、市条例においては、「大阪府公害防止条例」又は市条例それぞれの規制基準の施行日を基準に「既設」、「新設」とし、規制基準を分けています。「新設」の工場等については、「既設」よりも厳しい排水基準が適用されます。ここについては、数値の変更はいたしません。

以上が前回の会議の内容を踏まえてご用意させていただきました排水に関する規制基準の改正概要の説明です。よろしくお願いたします。

会長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問等がありますでしょうか。

委員 全体に法律あるいは府条例に合わすという、揃えるというのが基本の改正という風に受け取っているんですけども、合わせるにあたって、規制が強化、過去今まで対象でなかったものが対象になるというこれは規制の強化になりますよね。規制の強化になる領域とそれから従来の基準と比べると規制が緩和されるという場合とがあると思うんですよね。それで特に規制が緩和されるというのは、この参考資料では、例えば亜鉛なんかは、2ミリグラムと書いていたのが5ミリグラムになるという、これは規制が緩くなると考えていいんですか。

事務局 亜鉛につきましては5から2に厳しくなるという意味でございます。

委員 これは厳しくなるということですね。

事務局 そうです。

委員 2になると厳しくなるということですね。ふっ素とかは、これは厳しくなるということですか。

事務局 ふっ素に関しては厳しくなります。ほう素に関しては、数値的には2から10という形で緩くなっていますけれども、排水量の関係で今このほう素含有量というのは市の条例では1日平均排水量が30立方メートル以上、その他の項目になり、30立方メートル以上にだけ規制がかかっている状態でありまして、これが1番の有害物質に行きますと、排水量に関係なく10という値が適用されるということになります。一部緩和みたいな形になります。特定事業場以外になりますので、あまり数はないと思われま

委員 わかりました。では、規制が緩和されるのはほとんどないということですか。

事務局 そうです。

会長 他にご意見、ご質問等ございますか。

委員 水質汚濁で、最近八尾市における規制で、引っかかったというか、問題点が何件くらい出てるのか、それと苦情について教えてほしいんですが。

事務局 お手元に配布させていただいています八尾市の環境行動レポート2016の41ページをご覧ください。一番上のところに発生源の監視・指導啓発というところがございます、この下に星印で規制立入件数というのがございます。平成26年度が170件、平成27年度が139件となっております。これは我々職員が、事業所の方に立入をした件数でございます。それで、先ほど委員のご指摘がありました違反件数についてですけれども、その下の表の立入調査事業場数139の横に、採水事業場としまして135という数字がございます。その中で、呼出指導というものが1件、改善通知というものが25件という風に書いてございます。ですので135のうち、呼出指導の1件と改善通知の25件、合わせて26件が基準超過をしていた事業場ということでございます。

委員 わかりました。ありがとうございます。

会長 他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員 (2)改正後の方で、3の(2)のその他が11項目ではなくてこれが14項目に修正されたということですよ。その14項目は、裏面の具体的にはどの項目になるのかということをお教えいただきたいです。

事務局 改正前が生物化学的酸素要求量から大腸菌群数までの11と下3つ、色または臭気、ふっ素含有量、ほう素含有量、これで14種類になります。改正後がふっ素、ほう素がなくなりまして、その代わりに窒素、リンが入って14種類という形になります。

委員 わかりました。

会長 他にご意見、ご質問等、ございますでしょうか。それでは次に進めていただいでよろしいですか。

事務局 それでは引き続きご説明をさせていただきます。資料1「地下浸透規制

について」をご覧ください。

まずは本市における地下浸透規制の現状といたしまして、水質汚濁防止法、府条例、市条例に基づく規制概要についてご説明いたします。

内容的には大きく二つございます。

1つ目は有害物質を含む地下浸透水の浸透の禁止です。

2つ目は地下浸透の防止のための措置です。

水濁法又は府条例に基づく規制からご説明します。

①特定事業場、届出事業場から水を排出するものに対し、有害物質を含む地下浸透水の制限、禁止規定を設けています。

②有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務。

水濁法に基づく有害物質使用特定施設これは法で定める特定施設において有害物質を使用する施設のことです。例えば六価クロムを使用する電気めっき施設などが該当します。それと有害物質貯蔵指定施設、有害物質を貯蔵するタンクなどの施設のことです。これらを設置する事業場においては、有害物質を含む水の地下浸透の防止のために、構造等の基準が設けられています。平成24年6月から新たに施行されています。イメージがわかりにくいかと思しますので、ここで、参考資料3をご覧ください。

工場等からの有害物質の漏えいによる地下水汚染事例が確認されてきたことを受け、図に示すような地下水汚染の未然防止を図るために、施設に関する床面等などについての構造基準や、定期点検の義務などが設けられました。

一方、市条例におきましては、条例第28条において、全ての工場等に対し、地下浸透の禁止規定を設けています。有害物質は先ほどの排水規制と同じ8物質、そして横出し項目として酸又はアルカリについても禁止しています。

また、地下浸透防止のための措置として、運用要綱において、有害物質もしくは酸又はアルカリの貯蔵所や、使用する作業場の床面及び側壁について講ずべき措置を定めています。

さらに、市条例に基づく特定工場等の設置又は変更の許可申請時に、条例第34条に基づく許可の条件として、運用要綱により第3条の規定を遵守することと定めております。

下の表は、今ご説明いたしました地下浸透規制と構造基準遵守義務に係る法、府条例と市条例の対照表でございます。

次に2。について、これは水濁法、府条例、現行市条例の規制概要の対象表でございます。

構造基準の遵守義務は府条例にはございません。市条例においては、条

例第28条を満たすために要綱第3条があり、ここで地下浸透防止のための構造について規定し、既存の工場等においても、基準を遵守するよう努力義務を設けています。そして先ほど申しました特定工場等の設置、変更許可時に許可の条件として地下浸透の禁止を上げ、これに基づき要綱第3条に基づく措置を講ずるよう指導しています。

続きまして、3. 現行制度における課題についてご説明致します。

(1) 水濁法が改正され、有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務が課せられたことにより、水濁法に基づく有害物質特定事業場等については、市条例と2重に規制がかかっている状態となっています。(有害物質は8物質ですが)

(2) 市条例では有害物質8物質に対し、運用要綱等で構造基準を定めています。排水基準と同じように、水濁法に則して、有害物質を28物質に改めることで、追加された物質についても講ずべき措置を規定する必要があります。

(3) 法のように構造基準を設けて、既存の工場等については3年などの経過措置を設けるのか。それとも従来と同様、設置、変更許可申請時における許可基準又は許可の条件に入れるのか、検討する必要があります。

続きまして4. 市条例改正に向けた方針案についてご説明いたします。

現状を踏まえ、土壌及び地下水汚染の未然防止を念頭に、以下の方針に基づき改正することとします。

①地下浸透の禁止について、有害物質を水濁法と同じ28物質にすることに伴い、地下浸透の禁止物質と対象となる工場等については以下のとおりとします。

(1) 汚水に係る有害物質(水濁法、府条例と同じ28物質)(水濁法、府条例対象事業場を除きます。)

(2) 水素イオン濃度が5.8未満又は8.6を超えるもの(従来通り横出しとして全ての工場等を対象とします。)

②構造基準について、水濁法に合わせ、有害物質のみの適用とします。(酸又はアルカリは、構造基準としては除く。)

水濁法の対象事業場以外の工場等に対し、要綱の内容を改正し、規則で構造基準を設けます。(床面の浸透防止や、受け皿の設置など)

③定期点検及び結果の記録、保存義務について、構造の維持のため、水濁法と同様に定期点検等の義務規定を設けます。

④工場等に対する構造基準の適用範囲について、操業中の工場等について、構造基準の適用は難しいため、これまでと同じく、有害物質を使用等する施設等の新設の場合にのみ適用することとします。具体的には、条例

に基づく設置、変更許可申請時に確認することとします。

⑤その他（油分等の地下浸透の防止）、現行の市条例第62条を改正し、工場等における油分等による地下浸透の防止についての努力義務規定を設けます。これについては、油分についても、有害物質が含まれていなくても、地下浸透により、周辺の井戸や公共用水域に影響が出る可能性があることから、現行条例において、その他の規制として、第62条に油分の流出と地下浸透の防止についての努力義務規定がございます。これを改正し、地下浸透の部分について切り離して新たに規定するものです。以上の改正内用を簡単にまとめたものが5の表になります。

規制対象について法・府条例の対象となっている部分については市条例の規制対象から外すことと、法・府条例の対象事業場以外についても、法・府条例と同じ28物質についての地下浸透の禁止規定を設け、構造基準については水濁法対象事業場以外について、規則において独自の基準を設けることの2点です。

以上が地下浸透規制における改正概要でございます。

よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問等がありますでしょうか。

委員 構造基準については、府条例では決められていないということですが、これはまだ府条例では水濁法の改正に追いついてないということですか。

事務局 水濁法の改正が平成24年に行われておりますので、これは確実ではないかもしれませんが、おそらく現状では入れないのではないかなど。水濁法の特定事業場についてはそちらでかかりますので、府条例でも地下浸透の禁止規定はありますけれども、構造基準について、府条例の横出しの施設においてまでは、現状考えていないと思います。今後はわからないですけれども。

会長 八尾市の条例との関係で言いますと、八尾市はその構造基準というのが、8種類の対象については、既に前からあったということですか。これはもちろん8種類については、水濁法と同じになるということですか。

事務局 そうですね、規制の項目としましては。有害物質としては、同じである

うというところで。

事務局 そこは先ほどございました排水規制のところと、この地下水の浸透規制のところと、有害物質の項目について合わせて行こうというところがございます。

委員 水濁法とか府条例は、すべての工場ではなくて特定工場というある一定規模以上、排出量などの、あるいは有害物質を特に使用している業種とか、そういう風に対象を限定したうえで28項目の規制をしている。八尾市の場合は八尾市内の工場等という広くくりの中で、許可制を引いていて、今まではそういう地下水の浸透についても配慮しなさいということで、あとは個別に必要な許可への条件としていろいろなことを要求して、こういう地下水の浸透規制についてもそういう形で実施していたという理解でよろしいでしょうか。それで今度、構造基準等を規則で定めるとなると、これは国とか府よりかなり厳しく、すべての工場等となると全国的に見ても厳しい規制をするということになるのかどうか、いや別に悪いと言っていいわけではないんですよ。立法事由という時に、例えば法律、水濁法が一定の対象を、そういう特定工場に限定している趣旨は、ある種産業活動とのバランスなども考えているんだと思います。そのような中、八尾市は特に全部の工場等を対象に28項目について規制するということについての立法事由を問われるのではないかなと思うんです。私は反対しているわけではなくて、そのあたり、前は要綱で、ある程度ぱっとした基準を決めていて、それを許可の条件という形でつけて個別にかなり判断して、そこで実情とのすり合わせがあったような予測がされるわけですけども、今度要綱上の基準を全部規則にするわけですよ。規則になると法規になるわけですよ。必ず守りなさいという。国の法律で対象としていない工場にもこれを守れと要求するわけですよ。実態としては今までもやっていたわけですけども、制度化することによってそこが明確になるので、八尾市でそういう全国的にみると厳しい規制をするということについて、市民の合意もいるだろうし、あるいは事業者の納得もいるだろうし、例えばそれが裁判で争われた時に、そういう必要性があるんだという正当な根拠があるんじゃないかという気がしていますけれども、そのあたりはどうでしょうか。

委員 関連して質問よろしいですか。今の委員の話に関連しているんですけど、資料1の3ページ目の4番、市条例改正に向けた方針案で、今の話は、④

に操業中の工場等においては構造基準の適用が難しいため、これまでと同じく有害物質を使用等する施設等の新設の場合のみ適用すると、それで具体的には条例に基づく設置、変更許可申請時に確認することとしますと、この辺をもうちょっと明確に表現して事業者とか市民が読んでぱっとわかるようにしていただきたいと思います。それから今の工場は悪いから新条例ですぐに変えなさいとなると、やはり事業者さんにとっては非常に投資費用も掛かりますのでね、その辺はうまく並行して行けばいいんじゃないかなと思います。

事務局 やっているところに浸透防止をやるというのはなかなか難しいことだと思いますので、ある一定のラインを、施設を設置する時にその部分について未然防止を図りなさいよという形になろうかと思います。そうですね、その辺をおっしゃられたように分かりやすい形でお示ししたいと思います。

委員 もう1点よろしいですか。資料1の3ページ目の4番の⑤その他、の中で井戸の話が出ていましたよね。井戸水を使って工業用水とか生活用水に使われる事業者、あるいは家庭というのはおそらくそのようなことはないんじゃないかと私は常識的には思っているんです。しかしながら井戸水を飲んでいても、味ではなかなかわかりにくいですし、見た目にも有毒なものが入っているかは見分けがつかないですよ。そこで、定期的な立入検査とかは行っているんですか。

事務局 地下水に関しましては、八尾市におきましても水質汚濁防止法に基づく常時監視業務というのがございまして、八尾市の中で監視を行っております。先ほど少しございました、確かに清原委員がおっしゃいましたように、最近は保健所さんの衛生指導等々もございまして、ご家庭での地下水の飲用は、かなり少なくなってきております。その一方で、例えば病院なんかでも地下水の飲用が最近少し出てきたりでありますとか、あるいは大きなショッピングセンターなんかで専用水道として、地下水を逆に使うような動きもあるということは事実でございます。

それと先ほど委員からご指摘がありました、ちょっと厳しいんじゃないかということも、確かにおっしゃられるところもありますが、1つ、我々がこの規制を設けるというところはですね、水質汚濁防止法の場合は、ご説明させていただいていますように、特定施設を設置している事業場、つまりその特定事業場にしか規制がかからないということでございます。前回、前々回の審議会でもご説明させていただきました通り、八尾市は非常

に中小零細企業が集積している場所でございます。そういう事業場は、その有害物質の使い方といいますのが、必ずしも施設で使われるということではなくて、例えば従業員さんが手作業で使われるというシーンも結構見受けられます。そういったところもですね、その使用の仕方によっては、有害物質による地下水汚染というものを引き起こす可能性も考えられますので、その辺も念頭に置きながら今回規制を考えさせていただいているということでございます。

委員 現在の条例を見ますと、この工場等の設置の許可をするにあたって、新設とか変更にあたって、公害防止及び環境保全に必要な限度において条件を付すことができるという中で、いろいろなものを柔軟に入れようとしているわけですね。しかし大きくは公害防止及び環境保全に必要な限度においてという風になっているので、そこで個別にこの工場についてはこれくらいやってもらおうとか、これについては全然有害物質を排出するおそれがないから、そういうところはやらなくていいだろうとか、こういう風になっているんだろうと思うんです。それを要綱で定めて、許可の条件という形で割と柔軟に運用されているのかなというイメージがあって、私が厳しいといったのは、それが正式の規則で構造基準とかになったときに、形式的に言えばすべての工場にこの構造基準が適用されるみたいな話になるわけでしょう。そういう時に例えば全然有害物質と関わりのないところでも八尾市は対象に入るわけですね。

事務局 我々が考えていますのは、あくまで有害物質を使っておられるところについてということですので、それは例えば我々が事業者側から申請の相談とかがあった場合に、有害物質の使用等々について聞かせていただいて、それがなければ、もちろん構造基準の適用を受けないということになります。そういう理解でございます。

委員 実際はそういう風になっていると思うんですけど、それが条例上に反映されるような規定になればいいと思います。

事務局 確かにおっしゃられるように、法の内容というのは、基準が結構厳しく、それをそのまま八尾市のちょっとしか使っていない工場に一律で当てはめるのは厳しい部分もあるかと思しますので、規則の方で、使っている物質や程度によりまして、その措置について法よりももっと簡易に未然防止ができるような内容にしたいとは思っています。といいますのも、有害物

質に汚染されますと周辺にも影響が出ますし、昨今土壌汚染の問題などもございますので、結果的に工場さんに責任がかかってきますので、なんとかそういう認識を持っていただいて、浸透させないようにしてもらいたいというのが趣旨でございます。今までは要綱でやってきましたが、法が少し厳しくなったことも受けまして、規則で規定して有害物質を使っている工場さんについてはこういう基準を守ってくださいという指導ができないものかなというところで、規則に一部入れさせていただこうかなど。酸またはアルカリはそこまでは厳しすぎるので従来通り要綱で、という風に考えているところでございます。

委員 すいません。4番の④の構造基準の適用範囲というところで、これは同じ敷地内の工場にあっても、構造上の基準が異なる部分が存在するという、延々と存在する、経過措置なくということですか。

事務局 そうですね、既存でやっているところについて、完璧に防止するというのがなかなか難しいというところがございます、新たにやり替えたりとか、置いたりする機会ごとに、順次直して行って下さい。ただ既存の部分についてもできるところから取り組んでくださいという努力規定を盛り込んでいきたいというところなんですけれども。やっていただければ一番いいんですけど、地中に層が埋まっていたりする場合もございまして、そこについていきなりというのもなかなか難しいというところがございます。

委員 同じ敷地の地面でもこっちは旧、こっちは新というような形で行かざるを得ないということですか。

事務局 そうですね。

委員 そこで、例えば何らかの汚染があったらちょっとわかりにくいのでは。

事務局 基本的には、土壌汚染対策法においても、ある一定の機会をとらえて順次更新して行くというのが法の趣旨であったりもします。この地下水汚染につきましても、その部分は準じて考えたいんですけれども、委員もおっしゃられるように同一敷地の同じ工場がこの部分は新、この部分は旧というところで本当に分けられるのかといいますと、ちょっと厳しいところもありますので、そのあたりにつきましては再度詳細を検討して行きたいと思えます。

事務局 有機溶剤を使っていて、下に何もなかったら、ちょっと受け皿を用意して下さいと、既存のところであっても、という指導は今までも工場に行ってみつけたときは、口頭で指導等はしてはいたけれども、それを順次やっていただければ未然防止につながるのかなと。ひび割れから浸透して行く懸念もございますので。

委員 豊洲問題で今もめていますよね。あれは東京ガスから東京都が受けて、いい加減にチェックしていたり、東京ガスがちゃんと復元の土盛りをするとか、前の有害物質を取り除く作業とか、それが遅れに遅れていますよね。だから新しい工場を建てる時には特にですね、なにかその辺を明確に市の方でチェックするよと、府条例それから環境法も踏まえて徹底的にしますよとしとかなないとだめだと思うんです。それでももちろん、そうなったら土地の値段も下がりますんでね、事業主で知らない人はいないと思いますけれども、有害物質使って、例えばトリクロロエチレンですか、機械部品の洗浄によく一般企業が使っていますけれども、非常に安くてきれいに洗浄できると、どうも見ても地面が真っ黒になって、どこかで漏らしているのではないかというのが目で見えるんです。だから、近々新工場建設で出ていくという話を聞いた時に、これはちゃんと法律があるから、お金がいくらでもきちんとしないと売れませんよ、土地の価格落ちますよ、そういうことは数年前に言ったことがあります。八尾市の件ではないですけども。そういう点もご配慮いただきたいかなと思います。

事務局 先ほど委員にもおっしゃっていただきましたとおり、同一工場におきましてその都度都度というのは難しい部分もあるかと思っておりますので、この③に書いております、例えば定期点検でありますとか、結果の記録でありますとかそういったところをメインどころとしてお願いしながらその④につきましてもこの条例上の義務という形ではなく、例えばそういった、できないであろうかというようなところで条項を考えていくとかですね、柔軟な対応ができることを再度検討していきたいと思っております。

委員 これは、定期点検のチェックというのは使っている企業すべてが入るんですか。市の方のチェックは。定期点検はそういう法とか条例に定めてやらないとだめですね。基準のチェック。

事務局 定期点検と言いますのは、先ほどから説明しております水質汚濁防止法

に基づく規定にもございます。今ここでお示ししていますのは、あくまで八尾市公害防止条例の改正ということですので、水濁法の規制を受けない事業場ですね、そういう事業場の中で有害物質を使っているような事業場については、定期点検等についても規定を設けていくということでございます。

委員 事業場数は今後も増えていく傾向にあるんですか。

事務局 増えていくかどうかはわかりませんが、そもそも一般論で申しますと、全国的なことだと思うんですが、やはり大手をはじめ、企業の方はですね、先ほど指摘がありましたように土壌汚染の関係もございますので、極力有害物質を使わないような事業運用をお考えです。どうしてもそういう製品の特性で使わないといけないという時はお使いになられるんですけど、これからどんどん積極的にいろんな有害物質を使っていくという方向性にはないんじゃないかという風に考えております。ただ、もちろんゼロではありませんので、この条例改正を行った以降も、時々でてるんじゃないかという風なイメージでございます。

委員 3ページの現行制度における課題という、3つ挙げていただいておりますが、(1)に関しては2重に規制がかかっている状態となっているのを改正していくと、それから(2)に関しては28物質に増加するということで、ここまでは4ページ目の表で大変よく理解できるところでございますが、(3)のところ、先ほど委員が、今までは柔軟に対応していたところが規則になると、というあたりのご指摘がございました。この点に関して、柔軟な運用というのがどの程度可能になるのかということと、それから変更許可申請時というのがありますが、この変更というのがどういう時なのかということがわからないので教えていただきたいのと、それと今定期点検のお話がありました。今まで規制を受けない、受ける対象ではなかったところもこの定期点検のところで、義務の規定を設けますということで、この定期というのが大体どのくらいのインターバルが一般的なのかというその3点ですね、柔軟な運用というあたりが規則になってどうなるのかということと、それから変更とはどのような状況のことなのかということと、それから定期点検のことについて、わからないので教えてください。

事務局 まず、変更許可についてですけれども、市条例、新規の工場が設置許可というのを取りまして、その工場が、基本的には施設を新しく入れたりな

ど、環境への負荷が増大する可能性のある場合に変更許可の対象となります。あとは、敷地の面積が増えたり減ったりするとその部分について変わるので変更の許可対象となります。例えば新しいラインを1つ設置するというのはその施設を追加することによって環境の負荷が上がりますので、それで変更の許可対象になるという、これは従来と同じです。

委員 例えばですが、最近新しいものの方が多分技術も上がりますし環境負荷が下がるのではないかと思うのですが、そういう場合も含めてということになるのでしょうか。

事務局 すべてというわけではなくて、要綱に定めているのですけれども、新たに施設を設置するとか、建屋の構造が弱くなったりとか、水質の有害物質の濃度が上がったり、騒音レベルが敷地境界で上がりそうであるとか、そういう場合に変更許可の対象になりまして、おっしゃられるように新しいもので全く変わらないとのことであれば変更許可対象に入れないという、今後はケースバイケースで考えていかなければならないと、現状を変更しますけれどもそこまで負荷が増えませんかという場合は軽微変更みたいな形の報告をいただいたりしているケースもございます。その辺は内容に即して今後変更許可の内容について検討していきたいと思います。

委員 今回の改正ではどうなんでしょうか。

事務局 今回の改正では、変更許可の項目としては変えないです。

委員 定期点検はどれくらいのインターバルですか。

事務局 そうですね、そこは我々がこれから研究分析していかなければいけないと思っているところでございます。水濁法では年1回程度とかいろいろ規定がございます。このあたりも参考にしながら検討を深めていきたいと考えております。あと、定期点検をしましたよということではなくて、それを事業所の従業員さんがきっちり帳簿につけていくとか、そのあたりも非常に重要ではないかと考えております。それと、先ほど冒頭で委員がおっしゃられました柔軟な対応から規則になることとということと、それについては確かに先ほど委員からもご指摘がありましたように、おっしゃるとおり、より厳しくなるような形にはなろうかと思います。資料1の2ページ目をご覧ください。一番右側、八尾市公害防止条例の現行というところ

ころに書いてございます。その中の【運用要綱】のところ、(地下浸透の禁止)というところがございます。こちらに先ほどの委員からご指摘ありましたように地下浸透防止の構造を規定しております。これを規則に入れることによりまして、確かにより厳しいような形になることは間違いございません。ですので、これをもし入れるとするならば、例えば具体的にこういう構造というものを列挙しながらそれと同等以上の構造とか、より幅の広い選択肢を設けることができるような表現にしていきたいという風に考えております。

委員

今、紹介されました運用要綱の第3条、これは有害物質もしくは酸またはアルカリを含む原料、薬品等の貯蔵所及び使用等する作業場の床面及び側壁についてという、有害物質を扱うところとそれ以外の既存の工場という風に分けているんですかね。それで、下に既存の工場等に関する構造基準遵守の努力義務、と書いていると、そういう理解でよろしいですか。私の基本的な発想は、有害物質が地下に浸透して汚染されたら回復困難な損害が生じるので、やはり未然にそれを防ぐための、厳重な規制をできるのであればいいと思っているわけでありまして。法律が有害物質使用特定施設についてだけ構造基準を定めているけれども、八尾市ではそれ以外の中小のところで使う場合もあるから、そこをカバーして有害物質の地下への浸透を防ぎたいという、その主旨は大賛成です。その上で、やはり法律がこういう風に対象を限定しているのはある程度その一定のいろんな価値のバランスをした上でこうなっているのだから、例えばこの中小企業の経営を過度に圧迫するようなことになると、ちょっと規制の実効性もないしね、いろいろな話もあるし、今話しながら思いついたんですけど、例えば補助金制度と結びつけて、こういう浸透防止設置をする時には、八尾市独自の構造基準を遵守するための一定の支援を、補助金を付すとかね、そういうのを組み合わせた方がうまくいくと思うんですよ。それから形式的に見れば工場等というのは非常に広いので、実際の運用ではランキング、ランクというのを付けていると思うのでそれなんかがうまく規則なんかに反映されればいいなと思ひまして、それから経過措置の話は先ほどから出ておりますけれども、それなんかもそういう話で。だから柔軟にというのは、実態に応じて、本当に実効性をもって地下水の汚染、防止ができるような、多分事業者もそんな汚染なんか絶対したくないと思っているわけですし、必死になってね、ただお金がないとかいろいろな事情でそういうことになってしまうかもしれないから、それを防ぐためには一緒になって考えましょうというような話ですよ。それが企業との協調という、なんか

一番最初に提案の主旨にあった話に入ってくるので、例えば法律よりも範囲広く中小も全部含めてやりますので、中小に配慮した実効性のある規制になるような措置というのがあった方がいいのかなと思います。

事務局 委員さんおっしゃっていただきましたけれども、皆さま地下水汚染に對しまして例えばよくそういった事業者様があるのでとかイメージ的なものはどのようなものでしょうかね。例えば今この段ですべての事業者様に対して規制を実行していく方が担保がとれるのか、ある種きっかけという形で新設の場合のみやっていただくという限定をしていくのか、今おっしゃっていただきましたようにあまりにも企業者様も地下浸透なんてしたくないということで、既にされてるので条例でそこまでの規制はという方向なのか。

委員 有害物質使用特定施設のイメージなんですけど、先ほどのメッキ工場と言われたらなるほどとなるわけですけれども、例えばドライクリーニングのクリーニングなんかいろいろな化学物質を使いますよね。あれなんかちょっと危ないんじゃないかと、そういうのが挙げられているという理解でよろしいんですか。

事務局 今、委員がおっしゃられましたドライクリーニングの洗浄施設につきましても、テトラクロエチレンといいまして、有害物質を使う施設については水濁法の構造基準の対象になっております。

事務局 物自体は石油系のものに切り替わりしているものの、やはり汚れの落ちでありますとかでそういったものを使用されている事業者様もございます。

委員 公害防止条例では地下浸透の禁止ということでね、これは第 28 条で決められている。その内容について今、規則と運用要綱に目を通させていただきましたまして、理解をしているんですけれども。だから今日の審議の結果、相当肉付けが必要であるという解釈ですね。

事務局 地下浸透の禁止というのはもともとございますもので、それを守らせるための構造といいますか、その辺を従来、要綱でやらせていただいていたものを、物質を増やして規則でという形になるということで、若干厳しくはなるという趣旨です。あとは実効性ですね、その辺を特に今後詰めていきたいと思います。

委員 従来の8物質が28になる、そうすると今まで規制の対象にしてこなかったものが入るわけですね実際に。そして法律では規制していないものが入るわけですね。そうした時にそういう新しく規制の対象になった事業者に対してこの主旨を説明して、実効性がある規制をしてもらおうという時に、やはり工夫がいます。それから法制度としても、なぜ八尾市ではそれにちょっとプラスアルファの規制が必要なのかという説明があるんじゃないかなと思います。割と今のやり方というのは、許可の時に条件としていろいろ工場ごとにいろいろな角度から見て、この工場にはこういう条件を付けようとかね、割とできる枠組みになっている。今度それを構造基準として規則に決めてすべての工場に緻密に適用みたいな話になると、ちょっとフリクションを起こすのではないかなと。

委員 今おっしゃられましたように、私も同感なんですけれども、有害物質、20何項目種類を挙げられましたけど、シアンだとか鉛だとか六価クロムだとか、トリクロロエチレンだとか、ほう素、ふっ素なんていうのはやっぱり最上級に注意すべきだと思っております。だからそういう有害物質の種類であるとか、そういう面もちょっとご配慮いただいて、決めたらいいと思います。それを条例で決めつけるのは大変ですから、例えば立入指導なんかの時に振り分けの1つの基準、指導基準みたいにしていただいたらどうかと。条例でみんな盛り込んでしまうとがんじがらめになりますんでね、そこらが実際運用する場合に企業さんが大変困られる場合もあるんじゃないかなと思います。

事務局 皆様から様々なご意見いただいております。我々の方でも改めて検討させていただきますと思います。

会長 これにつきましては一旦これで区切らせていただきたいと思います。

事務局 よろしければここで休憩をはさみたいと思います。この後まだ2つ残ってございますので。

会長 では休憩は10分程度でよろしいでしょうか。ちょうど3時から再開いたします。

— 休憩 —

会長 それでは引き続き、審議会を再開します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、引き続き、ご説明をさせていただきます。資料2「建設作業に関する規制について」をご覧ください。まずは、現行の規制概要についてご説明いたします。大きくは2つ、建設工事に関する施行者の努力義務と、特定建設作業についての規制があります。

（1）建設工事施行者の努力義務について、建設工事を行う者に対し、騒音、振動、粉じんによる人の健康又は生活環境へ障害を及ぼさないことについての努力規定を設けています。

（2）特定建設作業についての規制について、「特定建設作業」とは、くい打ち機、バックホウ、ブルドーザーなどを使用する建設作業であり、騒音、振動を発生する作業として、騒音規制法、振動規制法及び府条例において、事前の届出と規制基準の遵守が義務付けられています。市条例においてもこれらと同じ作業に加え、横出しで2つの作業（インパクトレンチ、発電機）について定め、規制基準等を設けています。

現状、市条例独自の特定建設作業で苦情になることはほとんどなく、バックホウや削岩機などの法又は府条例対象作業が多いため、法又は府条例に基づく指導を行っています。特定建設作業以外の建設作業については、（1）の努力規定に基づき、周辺的生活環境への影響に配慮して作業を行うよう指導しています。

次に、改正後の方針案についてご説明いたします。

（1）建設工事施行者の努力義務について、騒音、振動、粉じんの発生による人の健康又は生活環境への被害の防止のため、当該規定については、文言を修正して残すこととします。

（2）特定建設作業についての規制について、法又は府条例に基づく規制で対応可能なため、市条例から特定建設作業についての規制を削除します。まとめると、3の表のようになります。

これは努力義務と、特定建設作業について、騒音・振動規制法、府条例、市条例の現行と改正後の案について示したものです。

まず、努力義務規定については、少し具体的に文言修正を行います。

機械及び工法の選定としては、低騒音・低振動型の機械の使用や、防音シート等の設置、散水による粉じんの飛散防止などを想定しています。

特定建設作業については、先ほどの説明のとおり、市条例からは削除いたします。

参考までに特定建設作業の一覧を掲載させていただいています。

法対象外で府条例に○がついているところ、((9)～(12))が、府条例の横出し作業であり、(13)と(14)が市条例独自の作業となっています。

以上が建設作業に関する規制についての改正概要となります。

よろしくお願いいたします。

会長 ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問等よろしくお願いいたします。

委員 ものすごく簡単なことで申し訳ございません。杭打機、バックホウ、ブルドーザーなどを使用するとありますが、これはブルドーザーでしょうか。1ページ、特定建設作業についての規制、「特定建設作業」とは」のところでございます。これはブルドーザーでしょうか。ブルドーザーでしょうか。

事務局 ブルドーザーです。すみません。

委員 続いて3ページの表に行っていただきますと、(8)が「ブルドーザーを使用する作業」と、これはよろしいんですが、(9)を見ますと「(6)～(8)以外のショベル系掘削機械、トラクターショベル」、そしてここでまたブルドーザーが出てくるんです。それでブルドーザーというのかなと思ったんです。というのは、「(6)～(8)以外の」とございますので、(8)がブルドーザーで、別にブルドーザーがあるのかと、もしこれもブルドーザーだとすると、(9)のところの説明がちょっと不思議な感じになってくるんですが。「(6)～(8)以外の」となっているのに、「又はブルドーザーを使用する作業」となるので、このあたりがちょっとわからなかったので教えていただけますでしょうか。

事務局 まず、全てブルドーザーの間違いでございます。そしてこの(9)といえますのは、(6)～(8)と内容は同じなんですけれども、定格出力、原動機の定格出力の規模を小さくしているということなんです。

委員 定格出力20kW以上、なるほど。(8)は40kWですけれども、(9)は20kW以上40kW未満ということですか。わかりました。いやほんとに素直に別のものがあるのかなと思ったので。わかりました。ありがと

うございます。

事務局 府の条例で定格出力の上乗せがございます。

委員 よくわかりました。

事務局 すみません。

委員 この改正で発電機が外れるという理解でよろしいですか。法律の対象にもなっていないで府条例にもなっていないで市条例だけ残ってたのを外すということで。この発電機を設置される工場ですとか、対象になってるかわからないんですけども、一般の家庭での発電機もちょっとずつ最近では増えてきていると思うんですが、そういった苦情というか相談がほぼないということなんでしょうか。振動、低周波の振動とか気になる人には気になったりするのかなと思うんですけども。どうなんでしょうか。

事務局 発電機に関して、これは工事における一時的なものになります。工場、事業場に置いているケースもあるかと思うんですけども、発電機が原因で苦情になっているというケースは、私が知る限りではございません。

委員 わかりました。

委員 今回建築の関係ですけど法及び府条例の関係は、この条例を見させてもらうと、騒音振動、それから粉じんがちょっと入れられましたよね。それ以外は法及び府条例を中心に考えなさいと、そういう解釈ですか。

事務局 建設工事の中で発生する公害が、大体騒音と振動と粉じんの3つでして、それで大阪府の条例の方にも、騒音と振動のところにまとめられている形となっております。

委員 地下水汚染の関係を言われてましたけど、建設現場、私も立ち止まって見たりしているんですけども、廃油が落ちていたりとか、重機を使った時に流れる、それは地下水汚染の原因にもなるのかなと思うんですけど。そういう規制は、法とかにあるんですね。そっちの方でいきましょうと。

事務局 それは廃棄物の処分に関連することですか。

委員 それも関連してますね。例えば廃掃法とかで処理しようとしている、それから数年前に石綿、アスベストですね、アスベスト法というんですか、かなり取り決め厳しくされまして、建築工事になりますけれど、解体工事とか、それはやっぱり粉じんと府の条例でカバーしようということですか。

事務局 特定粉じんということになりますので。法と府条例でかなり厳しく規制されます。

委員 そういう解釈でよろしいですか。わかりました。

委員 3ページ目の表について、法律で決まっているもの、府条例で決まっているもの、それと市条例で決まっているものがあると、それでこの表で全部に丸がついているやつと市条例にはついていないものとかあるんですけどそれは、市条例で同じように決めるものと決めないものがあるんですか、どういう考え方になるんですか。

事務局 ほぼ法、府条例に習っているような形です。まず市条例では騒音と振動がセットになっています。(6)～(8)がバーになっているんですけども、これは(9)の方で丸になっていますので、同じといいますか、20kW以上で全部係る形になっております。そして舗装版破碎機が例外的に府独自で規定しているということで、振動規制法と、これは市条例では規定していない形となっています。一方で一番下の2つは、市条例の制定の時に独自で決めていたということです。

委員 基本的には法律とかで決まっているものは市条例でも全部押さえていて、そういうことですね。

事務局 そうですね。そういう考えになります。

委員 それは、結果広げることはあっても狭くすることはないということですよ。

事務局 権限が、府条例も法律も今は市の方にありますので、被っている部分については法、府条例に基づいて八尾市長が指導するという形で持っていこうと、整備していこうというのが今回の主旨でもあります。

実際建設工事の苦情が結構あるんですけども、大体がバックホウでガタガタやっていたりとか、削岩機でコンクリートを砕いていたりとかするときには家が揺れるとか音がうるさいとか、いろいろな報告がございます。他では手作業で金属を落とす音であるとかですね、全くの対象外の作業とかもがございます。大体がまず現場の方に行きまして、周辺の住民の方から騒音と振動で苦情になっていますというところで注意して、発生を抑えて作業してください。それからあと大体どれくらいで終わりますかという指導をして、それを報告するという形になっております。それらを踏まえましてこの（13）、（14）で苦情になっているケースはほとんどございませんので、努力規定と法、府条例の建設作業の規制で十分これまで通り対応できるのではないかと考えています。

会長 他にご意見ご質問等ございますでしょうか。
 他にご意見特に無いようでしたら次に進めさせていただきたいと思いません。よろしいでしょうか。

事務局 それでは引き続きご説明をさせていただきます。資料3「カラオケ規制について」をご覧ください。

本市では、飲食店等において、カラオケ装置を設置して営業を行う者に対し、府条例及び市条例に基づく規制を行っています。表は本市における府条例と現行の市条例に基づく規制内容です。まず、対象の定義について、カラオケの定義が当時のままとなっていますので、府条例を参考に改正します。

規制内容について、騒音に関する規制基準については工場等の規制と同じです。それに加え、まずは府条例において、音響機器の使用時間の制限と、営業時間の制限がかかります。

音響機器の使用時間の制限とは、音が外部に漏れており、周辺的生活環境に影響がある場合、午後11時から翌日の午前6時までの間はその機器を使用できないというものです。営業時間の制限とは、住居系の用途地域（大阪府が指定する、指定道路に面するものを除きます。）において、飲食店営業もしくはカラオケ営業を営む者は、午前0時から午前6時までの間は営業できないというものです。

一方、市条例においては、規則で構造基準を設けており、これを満たしていないと、午後9時から翌日の午前6時までの間にカラオケ装置を用いることができません。

そして飲食店の営業者でカラオケ装置を設置しようとする者に対し、届

出義務を課し、構造基準の遵守等を指導しています。

以上が本市におけるカラオケ規制の概要です。

次に2. カラオケ規制における現状についてご説明いたします。

(1) 設置店舗の届出数について、平成27年度末で合計541件あります。既設店舗については、市条例の構造基準は適用されませんが、府条例に基づく使用時間の規制が適用されるので、午後11時から翌日の午前6時までの間はカラオケを使用できないという事になります。市条例に基づき、午後9時から翌日の午前6時までの間使用できない店舗は10件となっています。

続きまして、(2) 苦情件数について、市条例が施行された昭和55年度当初は58件ありましたが、昭和60年度には21件に減少し、その後も減少傾向にあり、平成27年度は3件となっています。

次に3. 改正後のカラオケ規制についての考え方についてご説明いたします。

府条例及び市条例に基づく規制の効果により、カラオケに関する騒音苦情は減少傾向にあります。届出についても近年は年数件程度となっています。しかし、住居系の用途地域で、隣がすぐ民家である場合の営業もあり、届出相談時に構造基準について指導することにより、苦情発生の未然防止につながっています。従ってこれまでの制度については基本、継続することとします。一方で、換気口やダクトからの音漏れや、昼間の時間帯における騒音苦情が寄せられることがあることから、構造基準の内容の見直しや、午前6時から午後9時までの時間帯においても、必要に応じ構造基準の遵守を求められるよう、条例等を改正することとします。

これらを踏まえ、現行の第48条 飲食店等の営業者が、午後9時から翌日の午前6時までにおいて、カラオケ装置を用いて営業する場合は、規則で定める構造基準を遵守しなければならない。という規定に加え、その時間帯に使用しない場合にあっても、周辺的生活環境が損なわれるおそれがある場合は、必要に応じ規則で定める構造基準を遵守するよう努めるものとする。という努力規定を設けることとします。例えば両隣がつながっており、住居として使用している場合、界壁についてのみ、構造基準を遵守するよう指導することができるようにしたいと考えています。

課題としまして、先ほども申しあげました換気口やダクトからの音漏れの他に、マンションの1階が店舗となっていて、その上の階の住民からの苦情や、今後増える可能性として昼間の時間帯における苦情(店は17時頃に終わります。店の前に自転車が多いことから、近隣の高齢者の方がお客として来ていると思われます。周辺住民の方も今までは仕事で昼間家に

いませんでしたが、退職しているようになった。など。)なども懸念しています。

以上がカラオケ規制に関する改正方針と概要の案です。今申しました課題等も踏まえ、ご意見等よろしくお願ひいたします。

会長 ただいまの説明に対して、ご意見ご質問等ございましたらよろしくお願ひします。

委員 この市条例のカラオケ装置設置の構造基準ですが、これはやはり長い間の期間の積み重ねでいろいろこういうものを規定されたんでしょうね。一挙に決められた基準なんですか。かなり細やかになっていますから、なにか研究所で音響試験とかやらないと、わからないような感じがするんですけれども。

事務局 基本的には規制基準を守らせるためにこれだけの音を落とささいという形で考えられているものだと思います。これだけ落とすのを担保するために、技術的にコンクリートの厚さが15cm以上であるとかいうことを決めていたと思います。

委員 意見ですけど、遮音性能で基準を決めるというのは、理にかなったことだと思いますけど、その値自体は、カラオケから大きな音を出すものと考えますと、十分な値かどうかというところはちょっと疑問があります。例えば一番上の、壁のA地域が45dBということになってますよね。建築基準法で決められている値は、建築基準法はあくまで最低限ですから、しかもカラオケから大きな音を出すのを対象にしていない、通常の集合住宅、長屋みたいなものの壁を対象にしているわけですがけれども、500Hzで40dBなんです、建築基準法の住宅として使える最低の壁というのが40dB、これ最低ということですよ。十分という性能ではなく、最低が40dBですね。そして建築学会も、ある程度、基準じゃないですけど、まあ推奨基準といいますか、そのようなもので出しているのが、透過損失ではないんですけど、これは室間音圧レベル差と言って、音源側の部屋と受音側の部屋とのレベル差、まあ遮音性能に大体一致するようなものなんですけど、それは50dBなんです。つまり集合住宅として建築学会が推奨するような遮音性能、それが50dBなんです。ですからそのようなところで、カラオケみたいなものに対する要求性能として十分な性能かなというところは少し疑問に思います。

事務局 もう少し厳しくという事ですか。

委員 そうですね。建築学会が通常の集合住宅の普通な性能と考えているのが50dBですからね。それより低い値はどうかと思います。

事務局 隣とつながっている場合ということですか。

委員 はい、建築学会の推奨基準は集合住宅に対する界壁の場合ですね。まあ具体的な値というのはいろいろ検討して決められていると思いますし、こういう基準でやってきて苦情も減ってきているということですので、そんなに問題なかったんだろうなどは思いますけれども。

事務局 その隣の界壁についてはちょっと再度検討したいと思います。折角指導して守れているのに苦情になっては、というところもございますので、隣とつながっているところは再度検討したいと思います。

委員 営業店舗が541店舗ありますね。去年のデータで。この中で八尾市の条例で午後9時から午前6時ですね、これもほとんどカラオケ店ですかね。時間帯ですね。541店舗ですかね。だからまあおそらくカラオケ店ですから11時とか12時までやってるとこも多いでしょ。

事務局 多いですね。

委員 対象もほとんどということになってくるという解釈でいいんすかね。

事務局 541のうちの、既設を除けば450件くらいが対象になってきます。結構な割合になります。

委員 そうなると、対象の範囲は多いですね。

事務局 そうですね。どうしても夜間の苦情というのが多かったのです。

委員 わかりました。

事務局 夜9時以降はやはり静かになりますし。

委員 この条項は、おそらく時間が夜に限らないんじゃないかということで出されていると思うんですね。実際にそういう苦情が出始めている状況なんではないでしょうか。

事務局 店に聞いたら昼間5時か6時頃に終わると。自転車に乗って近所の方が来られている、そして隣に人が住んでいてという。

委員 そうですか。

事務局 構造基準は係らないので。しかし聞こえるのは聞こえるなという。規制基準で指導するしかないんです。

事務局 元気な高齢者の方もいましてね。夜飲みに行くのではなくてカラオケを楽しみたいという、で実際は構造基準のかからない時間帯であるというのを鑑みましてこの第2項を追記することによりまして、なんらかの対策を行っていただけないかと。

事務局 全てとは言いませんけれども、一部ここは少し苦情になる可能性が高いので、やっってもらえませんかという話かなと思っています。周辺の住民の方も今までは留守であったけれども、退職されておられるようになったというケースもありますので、今後増えてこないかという心配がございます。

委員 カラオケ店は私、個人的な話ですけども、たまに行くんですが、したら店によってもものすごいボリュームの大きいところがあるんですね。その辺でも感じ方は違いますよね、隣の人も。そして年寄りには耳が遠くなるから、デシベルの範囲がね、ものすごく大きいです。だから、小さくしてくれと、私は年寄りですけど聞こえる方なんでもう少し小さくありませんかと言うと、小さくしたらあっちのあの人が困るとか言われますから、辛抱せなしゃあない。耳が痛くなります。そういう差もできますね。そこは構造基準では相当安全を図られているのかなと思いますけれども。これくらい安全をみないと生活環境は保全できないかと。大体趣旨はわかりました。

委員 今の48条というのは、午後9時から翌日の午前6時までという風に時間を限定しているから、第2項を書き加えないといけないということにな

るわけですね。時間の縛りをなくして、ともかくカラオケをする場合には基準を守るようにと書けばいいように思うんですけど。法律はそういうものじゃないんですか。

事務局 おっしゃっていただいていますようにできたらいいんですけども、なかなかお昼間の営業をされている方にいきなりというのは難しいのかなと思ひまして、できるだけ配慮できるよう、努めるという形で考えています。

事務局 直近にあまり民家がないようなケースもございますので、先ほどの話にもありましたけれども、一律に条例で厳しくというのが難しいのかなと。特に音の場合は感覚的なものになりますので、有害物質と違ひまして、民家がちょっと離れている場合などもありますので、そういうところに対しても全部やりなさいというのはちょっと厳しすぎるかもしれないというところで、はい。夜は静かな範囲が広がっていきますので、規制しているんですけども。

委員 参考までに教えていただきたいんですけども、このカラオケ規制について、保健所では飲食店の営業許可をおろしているもので、すごく参考になりました。カラオケを設置する場合に届出という形につきましてね、保健所の方で全く案内してなかったんですけども、そういうのをしていなくても結構自主的に届出というのは皆さんされていらっしゃるのでしょうか。あと、これからご協力できることであれば、こちらからもそういう場合には届出が必要ですよというご案内をするべきだったのかなと今さらながら思っているところなんですけれども。これは昼間の時間帯、夜間にかかわらず、設置するのであれば届出を出すという認識で間違いはないんですよ。それこそ昼間であれば装置の設置基準というのは、今のところは、適用は考えてないけれども、準じて、それを適用する形で進めていくということですか。

事務局 自主的な届出に関しましてですけども、新たに店を建てるというときには建築の方に行きますので、その時にうちの方にまわっていただくよう案内をしております。その関係で来られることが多いです。民家を建てられて、その1階の部分を改造して店舗にしたい、みたいな形の相談が建築の方にあつたときにこっちにも来ます。

委員 わかりました。

事務局 今後平成30年に中核市移行を目指しておりますところで、保健所の業務が本市の方に移行されますので、その際はさらに連携を図りながら行ってまいりたいと思います。ありがとうございます。

委員 今すぐく、カラオケの規制の方も申告、住宅の方も申告、建築の関係からもありますけれど、市民からすると縦割りでない横のつながりがあるというのはとてもうれしいことでもありますし、今保健所の方からもそういう風にじゃあ両方からの絡みでということでもとてもうれしいなと思いました。とてもありがたいと思っております。いろんなところでいろんな規制をすることで、ここだけ規制をしていく、他のことはわからないみたいなこのことに関していろんなことが関わっているんだというあたりがつながっていくととても大事なことだしうれしいことだと思います。それと先ほどカラオケをしたときの音漏れ、先ほどのダクトであるとか換気扇とかいうあたりは、どんな風な努力であったりとか、指導であったりとか、改善であったりとかいうことになっているのでしょうか。

事務局 結構難しいんですけれども、例えばその民家に近いダクトあるいは換気扇から漏れているので、前の方に持って行ってもらえませんか、ただ食品管理、熱とかも出てくるので難しいというケースもあります。そういう場合にちょっと難航するという場合もあります。何かいい方法を考えてもらえませんかという形の指導になります、基本は民家側から離していただくということで店の前の方に持ってきて下さいという、それで解決した事例もございます。そのあたり技術的なところも。

委員 技術的なところでどうかと、それを何とかしてくれませんかではなくてこういうことがあるといいんじゃないかという意味での指導であって。

事務局 そうですね、アドバイスのことを行政としてできればと思うんですけれども、単純に音だけの問題だけじゃないので、換気してるというところがですね、詰めればよいということではないので。難しい場合がございます。

委員 すみません。対象の定義なんですけれども、府条例はカラオケ装置と音響再生装置等になっていて、そして市条例の方はカラオケ装置と限定されていると。それで市条例の方は9時から縛りがかかっている、府条例は11時ですよ。すると、市条例の方では、音響再生装置を使っていた場合は午後9時から午後11時の間は縛りがかからないということですよ。

事務局 カラオケ装置がなければかからないです。構造基準は。

委員 これはその騒音、その生活環境に関する保全等々という文からすると、この府条例で言うところの音響再生装置、楽器等々を市条例の方に盛り込まないというのは、何か特段の理由があるのかなと思ったんですけど。

事務局 この音響再生装置等、カラオケ以外の形で、苦情になるケースというのがあまりないです。1つは。あったとしてもこの府条例の方で規制ができますし、事業場であれば事業場としての規制基準がかかりますので、こちらの方で対応可能ではないかという風に考えております。カラオケ装置はどうしてもマイクを使ったりとかというところで、2重のドアなどの構造基準が必要であると考えています。

委員 2重といたらカラオケ装置かなと思うんですけども、まあ今の時代なんで、近鉄八尾のところで楽器を鳴らしている人もいるし、夜もいるし、そこでちょっとうるさいんやということで警察が出動するというのもあるのですね。

事務局 今おっしゃっていただいておりますように一度このことにつきましても検討はさせていただこうと思いますので。

委員 ただ、人間の生活で午後9時からというのもまだ活動範囲ですよ。府条例でいうところの11時となるともうそろそろ寝ようかといった時間ですけれど、9時というのは意外と厳しいなと思ったんですけども。

事務局 やめろとは言えないので、9時以降やる場合はある一定の構造を満たしてくださいという形ですね。そして、音が漏れていたら11時にはやめてくださいという、そうですね、9時は厳しいですね。そこで9時以降もやるのであればこういう基準を満たしてくださいということでご納得いただくような規制です。

委員 この技術上の構造の基準で、出入り口の縛りはないんですか。2重ドアにするとか。

事務局 扉のところですね。ここで「二重構造の」という形で規定されています。

委員 これが2重ドアという意味合いですか。

事務局 2重ドアでないと1つ開けたら音が漏れますので。

委員 3ページの構造基準の中で、先ほど言い忘れたんですけど、壁の遮音性能、透過損失というのが十分な数値じゃないんじゃないかということを行いましたけれど、これ壁で45dBですよ。その下の天井・床というところを見ますと40dBになってますね。これは遮音という点では壁であろうと床であろうと間を仕切るものとしては同じなんです。それは同じ数値であるべきものなんです。ここが私は納得いかないです。

事務局 この辺がマンションの上の階からの苦情の原因の1つになっているかもわかりませんので、そこはちょっと検討しなければならないですね。壁だと隣に人が住んでいる場合があり、厳しいものがあつたんだと思います。当時、すぐ上に人が住んでいるというのをあまり想定していなかったのかもしれないです。距離があるので5dBくらい見ていたのかもわかりません。今おっしゃられるように上に人が住んでたら一緒ですもんね。そこはもう少し文言を変えるとかですね、上に人が住んでいる場合は45dBにするとかですね、50にするとか。

委員 これは相当前に決められたものですよ。ここで、鉄筋コンクリート、床のところ、「鉄筋コンクリートの厚さが12cm以上」とありますが、今こんな薄い鉄筋コンクリートの床は使わないですね。

事務局 そのあたり教えていただきたいです。お恥ずかしいですけど。

委員 今はありえない床です。

委員 今は20くらいですか。

委員 最低でも20～25とかですね。

委員 かなり防音性能もよくなるんですか。

委員 防音というよりは、床衝撃の問題で、そんなに薄い床は使われなくなり

ました。構造的には持つんですけど、床衝撃の問題がありますんで、床は厚くなっています。

会長 このほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

それではこの案件に関する審議は終了ということに致します。今日の諮問等に関する審議はこれで終了ということなのですが、その他、何か委員の皆様からご発言等ございますでしょうか。

委員 1つよろしいでしょうか。先ほど休憩時間で議事録に乗らないという話だったので、手短に。地下浸透規制に関してでございます。八尾市さんでは中小の工場が多いということで、改正するとそれだけ厳しく受け止めなければいけない企業さんも多いと思われまので、ぜひその規制とともに例えばもっと技術的に、更新変更とかの時に合わせて、または定期点検の時でもいいんですが、合わせてそのような情報提供とか、まず水を汚さないというのはほんとに大前提にあるとしても、この規制になったときにそれを守りやすいような、少しそれを応援するような情報を提供するであるとか、あるいはまあできればですね、例えば予算措置みたいなことも含めて八尾市さんが応援して差し上げることによって、中小の企業、工場が多くてこんな風に水に関して配慮している素晴らしい自治体だということでブランドにさせていただくのもありかなと思いますので、どうぞその辺もご配慮いただけたらと思います。規制だけじゃなくてそういうことをも併せて考えていただけたらと思います。

委員 もう1件いいですか。前回悪臭防止法ということで前回課題になってましたね。その関連で、水濁法にも関連があるんですけども、私の近くに恩智川があります。恩智川の垣内の南の交差点、外環170号線の、あのあたりを歩いていますと、恩智川から多分揮発性の有機化合物、トルエンみたいなものが流れてるんじゃないかなと、夜の8時か9時頃ですね。それが2回くらい経験しているんですけど。毎日歩いていませんからわかりませんが。それでちょっと南に行くと恩智の公園があり、恩智の地区になりますし、もう少し南に行くと柏原市ですね。そういうことで例えば八尾市では公害監視員の制度がありますけども、今までそういう苦情はなかったですか。捨てるのも、悪いことする人も、夜わからないうちに捨てるんやと思います。皆さんが戸を閉めた後にね。だからそういうのは不法投棄ですね、有害物質の。

事務局 それが不法投棄によるものなのか、あるいはその沿道の事業所からの流出によるものか、ちょっとお聞きしている段階ではわからないですけども、お時間に限らず、色水でありますとか油が流れているという苦情は我々の市内の河川でも度々見受けられております。正直なかなかその原因でありますとか、究明に至らないというケースが多い状況です。

委員 難しいですね。取締まりはね。ありがとうございます。

会長 その他にございますか。それでは無いようですのでその他案件についても終了ということに致します。

皆様、長時間にわたり活発にご議論頂き有難うございました。

3 閉会

会長 それでは、本日の審議会はこれを持ちまして「閉会」と致します。